

金代における宗室と佛教

桂 華 淳 祥

はじめに

金代における宗室と佛教との關わりについては、夙に野上俊靜氏が金朝諸帝の動向をたどり「金帝室の佛教に對した態度には、國家統率者としてのそれと、私的立場に立つそれとがあつたが、兩者は必ずしも一致していなかつた」として、「爲政者としての金帝室は、佛教を客觀的にながめて、これを行政的に取り扱い、教團の秩序を確立し、教團を肅正淨化せんとするものであり、佛教の發達・佛教信仰の弘通を積極的に願つたものではなかつた。しかしながら、個人としての金朝諸帝は佛教を尊崇し、佛教に保護を與えた」との見解を示されている。

また外山軍治氏は金朝治下にあつた遼陽の渤海人の動向を究明するなかで「金朝は遼陽の渤海人の持つ中國的な教養を國家建設などに利用した⁽³⁾」「世宗即位の背景には遼陽の渤海人の協力があつた⁽⁴⁾」「遼陽の渤海人の中に佛教を信仰するものがあつたことはわかる。その名門の子女が宗室の妃となつてゐるから、彼女たちが宗室に佛教尊崇の風を植え附けた可能性がある⁽⁵⁾」と、彼等と金帝室との間には密接な關係があり、國家建設など金帝室の動向に大きな影響

を與えたこと、さらにはそのなかには佛教尊崇の風の傳授も含まれていたことを指摘されている。

今これらの見解を検證するに、まさしくそうであることが確認されるとともに、近年新たに紹介され、あるいは利用が可能となつた石刻史料を検討することによって、上記情況のさらに詳しい實態の把握ができるようになった。そこで本稿では、これら新出の石刻史料によつて明らかになつた事柄を紹介しつつ、改めて金朝治下の佛教界と宗室諸子、および遼陽の渤海人との關係を探つてみたい。

一 碑刻に見える宗室諸子

金代の佛教關係の石刻史料を見ていくと、宗室との關係を示す記事が散見され、そのなかには諸子の記事も少なからず含まれている。そこでまず幾つかの碑刻に見られる宗室諸子關係の記述を取り上げ、人物を確かめながら、その事績を見ていくことにする。

なお、石刻史料などでは宗室諸子は封號で示されることが多いのであるが、封號は同名であつても時期によつて封ぜられた人物が異なり、また同一人物でも進封され封號が遷つていく。そこでその關係を分かり易くするため、本稿に關係するとと思われる宗室諸子（すなわち世宗諸子）の封號の變遷を表にして末尾に示しておくので參照されたい。⁽⁶⁾

（ア）「東京大清安禪寺九代祖英公禪師塔銘」大定二九年（一一八九）二月立^⑦

登仕郎瀋州樂郊縣主簿楊訥撰

碑文の冒頭に

貞懿太后、以内府金錢三十餘萬、卽東都建清安寺、以祈冥福。

とあるように、東京大清安禪寺は貞懿太后が建てた寺院である。このことは『金史』にも

貞懿皇后、李氏、世宗母、遼陽人。……后乃祝髮爲比丘尼、號通慧圓明大師、賜紫衣、歸遼陽、營建清安禪寺、別爲尼院居之。

(金史) 六四 后妃下)

とあり、貞懿皇后（すなわち貞懿太后）は世宗の母であつて、出家して通慧圓明大師と號していたことが知られる⁽⁸⁾。

次いで碑文は第九代住持英公（すなわち善英）の事績を述べる。それに依れば、善英（一一三五～一七八）は字を穎叔といい、大定興化縣の民家の子。姓は趙氏。十九歳の時に出家して鞍山仁智院の僧智遠に師事。はじめ薊州の霧靈山で修行し、のちに仰山棲隱寺の長老通公に依つて學び、その通公の勧めで萬壽聰公のもとに至り、そこで研鑽を積んだ。二十二歳の時、たまたま朝廷が度牒を鬻ぐにあつてそれを得て、さらに具足戒を受けた。その二年後、聰公が萬壽寺の住持を引退し、それを善英に託そうとしたが、彼はそれを拒んで萬壽寺を去り、民衆の教化に努める道を撰んだ。それはおよそ二十年に及んだ。そして

大定二十有五年秋、隆公歸寂。知事者、聞諸皇子曹王。王乃遣屬吏、備禮持書、疏請住清安。辭不獲乃受焉。

と、大定二十五年（一一八五）、先の住持であつた隆公の歸寂に伴い、その後任を起用するに際して皇子曹王が善英に要請をしたといふ。しかし善英は住持すること僅か三年にして示寂した。大定二十八年十二月二十一日のことである。ここに言う大定二十五年時の曹王は世宗の子永功であり、大清安禪寺を創建した貞懿太后の孫に當たる。また文中の仰山棲隱寺の長老通公とは「甘泉普濟寺通和尚塔記」大定五年（一一六五）（金文最）卷一二所收に

天會中（一一三三～三七）、聞辯老唱法燕都、特來參侍。後從辯老至仰山、言下透脫、尋印證爲洞宗第十一世。系統中、辯老人滅、師繼住持。

とあることから、この塔銘の主人公である行通のことであろう。つまり善英は青州希辯の系統を引く曹洞宗の僧と思われる。

(イ) 「中都潭柘山龍泉禪寺言（政言）禪師塔銘」大定一八（一一八八）年六月立^⑨

皇子曹王次子皇孫祖敬撰

塔銘の主人公である政言（？—一一八五）は、金代の臨濟宗の僧であり、塔銘にあるように中都潭柘山龍泉禪寺の住持であったが、それについては

未幾、又請住益都府義安禪院。頃之、告退還鄉、後復徇衆意、住鄭州普照洎河南府法雲禪寺。既而潭柘專介馳□梁國大長公主□□□□□大宗正府事曹王、疏請師住龍泉禪寺。

とあつて、大宗正府事であつた曹王が政言に龍泉禪寺に住すことを求めたといふ。加えて本塔銘の撰者として「皇子曹王次子皇孫祖敬撰」ともある。この祖敬については、「如庵詩文敍」（『遺山先生文集』三六）に、

密國公、諱璣、字子瑜。越王長子、而興陵之諸孫也。明昌初、已受封公、以例授金紫光祿大夫。衛紹王時、除開府儀同三司。宣宗南渡後、封胙國公。……字畫得於蘇黃之間、參禪於善西堂。名曰祖敬。

とあつて、密國公璣の參禪時の名であり、『金史』八五 永功傳に

子福孫・壽孫・粘沒曷。大定二十六年、詔賜福孫名璣、壽孫名璣、粘沒曷名琳。

とあることからも確認できるよう、永功の次子璣である^⑩。したがつてここに見える曹王は永功に他ならない。また缺字があつて正確には讀めないが、政言の龍泉禪寺住持への要請には梁國大長公主も關わつていたようである。

(ウ) 「第九代了了公禪師塔銘」泰和四年（一二〇四）四月立^⑪

大慶壽寺住持傳法沙門德順撰

碑刻は了了公禪師、すなわち相了（一一三四—一二〇三）の塔銘で、彼もまた政言（前項参照）と同じく臨濟宗の僧で

あり¹⁴

北京留司、具疏遷住松林。龍象雲歸、人天蟻慕。東京留守曹王嚮師道風、請居大惠安。提綱六穩、規範肅清。但性樂閑寂、久倦應對。

とあるように、東京留守の曹王が相了¹⁵を大惠安寺¹⁵の住持に招請しているのである。相了の後半生で、曹王が東京留守となつたことを示す記事は、『金史』においては

(大定)二十三年、判東京留守。是月改河間尹。閱月改北京留守。居無何、上謂宰臣曰、朕聞永功到北京爲政無良、雖朕子萬一敗露、法可廢乎。朕已戒敕永功、卿等可諭其長史、俾匡正之。到北京凡七月、改東京留守。

(『金史』八五 世宗諸子傳 永功傳)

とあるものを見るのみであり、したがつてこの碑刻に記される曹王も永功と見て誤りない。

(工)「太原交城縣王山修建十方圓明禪院記」大定二七年(一一八七)撰 明昌元年(一一九〇)立

朱瀾 撰文 皇叔開府儀同三司 襄王立石 善滿同立石

本碑刻についてはすでに別稿にて錄文に解題を附して紹介しているが、行論の都合上、ここで簡単に説明しておく。

「太原交城縣王山修建十方圓明禪院記」(以下、「圓明禪院記」)は「王山十方圓明禪院第二代體公禪師塔銘并序」(以下、「覺體碑」)とともに一石碑の碑陽・碑陰に刻されている。この碑刻については地方志類にもほとんど記録されずその存在を知られていなかつたが、近年、解光啓「金《太原交城縣王山修建十方圓明禪院記》與《第二代體公禪師塔銘并序》碑」(『五臺山研究』二〇〇〇—二)、同「交城縣王山圓明寺金代碑文考釋」(『山西考古學會論文集』三 山西古籍出版社 二〇〇〇 有拓影)〔兩者はほぼ同じ内容〕によつて紹介された。山西省交城縣の圓明禪院蹟に現存する。

「圓明禪院記」は當院の來歴や當時の様子そして覺體をはじめとする歴代住持の活動など、「覺體碑」は圓明禪院の第二代住持である覺體（一二二一～一七三）の動向が記されている。特に後者では青州希辯・大明法寶という曹洞宗の流れを引く僧でありながら、從來、燈史類でしかその活動が知られなかつた覺體の事績がより明らかにでき、またその弟子の法諱がそれぞれ圓光（勝默光）・善滿（雪巖滿）であることが分かるなど曹洞宗の系譜をたどるのに極めて貴重な史料である。⁽¹⁷⁾ それらについての詳しい検討は稿を改めるとして、本稿の主題である宗室との關わりについては、「圓明禪院記」に

卽遣監院宗眞上人、躬捧書疏□都、祈請皇叔冀王爲功德主。

とあり、その立石者として先に示したように「皇叔開府儀同三司冀王立石」と冀王の名が見える。明昌元年（一一九〇）の時點で「皇叔冀王」と言えば、大定二十九年閏五月に曹王から冀王に進封された永功以外に考えられない。この碑刻では功德主とあって佛教擁護者としてその繋がりの強さが窺える。また撰者の朱瀾は

朱諫議之才。之才字師美、洛西三鄉人、宋崇寧間登科、入齊爲諫官。……子瀾、字巨觀。

（『中州集』二）

朱宮教瀾。瀾字巨觀、霖堂先生之子。學問該洽、能世其家。大定二十八年進士、時年已六十。意氣不少衰、歷諸王文學。

（『中州集』七）

密國公璣。密公字子瑜、興陵之孫越王之長子。百年以來、宗室中第一流人也。少日、學詩於朱巨觀、學書於任君謨、遂有出藍之譽。

とあるように、朱之才の子であつて（イ）政言禪師塔銘にもその名のみえた密國公璣が若いころ詩を學んだといふ。ここにも間接的ではあるが本碑文の成立と宗室との關係を見る事ができる。

(才)「大金中都大興府安次縣崇福鄉采魏廣教院長老寂照大師實行碑」

(碑陽上部) 疎文 大定十七年二月日疏

子判祕書監幽王

(碑陽下部) 明昌二年癸巳月丁酉日立 中都右街崇孝寺外三學律口

本碑刻について『北京遼金史迹圖志』下冊の解説文によれば、碑陽には篆額「寂照大師行碑」と「大金中都大興府安次縣崇福鄉采魏廣教院長老寂照大師實行碑」、碑陰には上部に疎文一篇と下部に題名が刻されているが、碑陰下部の題名はほとんど読み取れず、また碑陽の「實行碑」も中央部分の數百文字が磨滅して失われているとあり、實際に拓影を見てもその様になつていて判讀の難しい部分が少くない。そこでまず疎文であるが、これは倫公禪師すなわち道倫に昌平縣西妙峰山德雲寺に住持せんことを請うものであり、その末尾に

大定十七年一月日疏
皇子判祕書監幽王

皇子判祕書監幽王

とあって、大定十七年（一七七）二月に皇子で判祕書監の幽王が作成したとある。この幽王を附表の「世宗諸子封號表」に照らしてみれば、この年に幽王であった人物は永成となる。また永成の傳記（『金史』八五）に「（大定）十六年、判祕書監」とある記事とも一致する。したがつてここにいう幽王は永成ということになろう。

次に「寂照大師實行碑」である。これは解説文にもあつたように摩滅して十分には判讀できないが、読み取れるところによつて寂照大師の事績をたどれば次のようになる。

寂照大師は法諱を道倫といい、父は顏氏、母は王氏、中都安次采魏の出身で廣陽寶林寺の充公和尚に師事、この時に法諱を得た。二十二歳の時、すなわち皇統年間（一一四一～四九）に恩度によつて具足戒を受けた。そして碑文の中程に次のように見える。

……至定十八年召元妃并即判守前祕書監皇叔幽王、尚書令太師鄭王、政奉

判讀不能な文字が多く分かりにくいところもあるが、大定十八年（一一七八）の年號が見え、引用部分後半に「おの天表を奉じて疏を持し、師に出世を請う」とあるから、その間に舉げられた人々が疏を持って師に出世を請った、あるいは少なくともそれに關わっていたということになろう。このように見ると文字の判讀できる後部から「左右兩街都僧錄」「張汝霖」「張汝弼」「鄭王」「幽王」という名前が舉げられる。このうち「幽王」は、碑文が大定十八年のことを記していることからみれば碑陰に刻された疎文の作成者「皇子判祕書監幽王」に相違ない。「前祕書監皇叔幽王」とあるのは、この碑文が明昌二年（一一九二）癸巳月（四月）丁酉日（三〇日）に建てられたのでその時點での表記になつていると解される。次の「鄭王」は分からぬ。⁽²⁰⁾ 張汝弼・張汝霖については後に述べる。

(力)「房山石經」²¹

今まで挙げてきたものは個別單體の碑刻であるが、金朝治下において彫造された碑刻として忘れてはならないのが房山石經である。

房山石經の歴史は、隋の僧靜腕（？—六三九）が廢佛などによる佛教關係典籍の缺失の時に備えて經典を石版に刻して、北京の西南郊外にある房山の石室に封藏したことに始まり、その後も地域の有力者や信者たちによつて繼承され、補刻も含めると明末まで、實に一千年にも及ぶ事業であつた。このような歴史を持つ房山石經の金朝治下における彫造活動については、天會十年（一一三二）から明昌二年（一一九一）あるいはその少し後までとされており、その⁽²²⁾

時期のものに次のような題記が見られる。

「増壹阿含經」の卷十四から卷五十一まで（帙號鑒・如・松・之『房山石經』第一六冊九九頁）の版石約三三〇と、「雜阿含經」の卷十一から卷四十八（帙號川・流・不・息『房山石經』第一七冊一〇六頁）『房山石經』では卷四十九以下を缺石とする）までの版石約四一〇の内、「雜阿含經」卷三十七の二石（二・四紙）に

仰山棲隱禪寺嗣祖沙門法誥造

同じく「雜阿含經」卷四十八の全石に

中都寶集寺柔大德奉爲法界亡靈見佛聞法造

とある以外、わずかに題記のないものはあるがほとんどすべては、次の二種類の題記で占められている（多少書式の違いはあるものも含む）。

皇伯趙王奉爲先皇世宗聖明仁孝皇帝造

皇伯漢王奉爲先皇世宗聖明仁孝皇帝造

ここには一つとして年次の記録は見られないが、題記に「先皇世宗聖明仁孝皇帝」とあるから、世宗（大定二九年（一一八九）一月二日崩）に次ぐ章宗の時代であることが分かる。また「皇伯趙王」「皇伯漢王」の「皇伯」から趙王・漢王のいずれも時の皇帝章宗の伯父であることが知られ、封號の變遷からこれに該當する人物として世宗の第一子である永中が浮かび上がつてくる。換言すれば石經のこの部分は、世宗が沒した大定二九年（一一八九）一月二日から永中が漢王から并王に改められた明昌二年（一一九二）四月甲午（十七日）の間に彫造されたということになる。題記には他の記述がないので永中が石經彫造事業に關わった事情は知ることができないが、このような題記を持つ石經が厳然と存在すること自體、永中が佛教に對して擁護的な立場を取つていた證となろう。

以上、碑刻に見える宗室諸子の記述を取り上げてきたが、そこには佛教擁護の立場を取り、あるいはその活動をしていた人物として、世宗の諸子である永中・永功とその子璫、そして永成の名を見ることができる。『金史』五九宗室表および『同』八五 世宗諸子傳によれば、世宗には八人（早世した孰輦・斜魯を除く）の子がいた。そのなかでこの三人の名だけが見えることについては、扱っている史料が碑刻という第一級の史料ではあるものの、それゆえ極めて限定されたもので、その存否の偶然性なども念頭に置かねばならない（つまり偶然にこれらの史料だけが現在まで残っていたという見方もできる）が、ここではそのことを踏まえた上で、寺院の住持選定に關わった複數の事例が見られる永功と、房山石經の彫造事業に施主として多大な援助を行った永中が同母兄弟であったことに注目したい。彼らの母は

元妃張氏生鄭王允中、越王允功。

元妃張氏、張玄徵。母高氏、與世宗母貞懿皇后葭莩親。世宗納爲次室、生趙王永中、而張氏卒。

（『金史』八五 世宗諸子傳 胄頭）
（『金史』六四 后妃傳 世宗元妃張氏傳）

とあるように、世宗の元妃張氏であり、その父は張玄徵である。玄徵には專傳はないが、『金史』八三に見えるその子張汝弼をはじめ張浩・張汝霖・張玄素の傳記などによつて遼陽の渤海人張氏一族の一人であることが知られる。その張氏一族については次節で見ることにする。

二 勃海の張氏と佛教

遼陽出身の渤海人張氏一族の動向は、張浩を代表格として幾人もが歴代皇帝の信任を受けて活躍したことをはじめその姻戚關係など、すでに外山軍治氏が詳細に述べておられる。⁽²⁴⁾また一九二三年に遼陽城東韓家墳村から出土した張

浩の父の張行願の墓誌「金光祿大夫張行願墓誌」も利用して張氏の系譜も作成された。そのなかで佛教との關わりについては、「墓誌」に見える

娶廣陵高氏、封虞國太夫人。生二男、長爲僧、曰慧休圓通辯正大師。前東京管内都僧錄。次曰浩、特進參知政事。虞國公也。一女爲尼、曰卽圓賜紫圓惠大德。

との記事から「張浩は行願の次男で、その兄と妹はそれぞれ佛門に入つたことが墓誌によつて知られるが、遼金時代の佛教隆昌、渤海人の間の佛教尊崇の風潮がここにも見られて興味がある」と指摘されるが、佛門には入らなかつた張浩（？～一六三）の動向にも盛んに佛教を護持する姿勢が見受けられる。以下、張浩をはじめとする一族と佛教界との關係を見ていく。

(ア) 張浩　張浩は太祖の時代から太宗・熙宗・海陵王・世宗に仕え、つねに政治の中権にいた人物で大定三年に没するが、その間には、

貞元三年三月壬子、以左丞相張浩・平章政事張暉每見僧法寶必坐其下、失大臣體、各杖二十。僧法寶妄自尊大、杖二百。

と、貞元三年（一一五五）三月のこととして、左丞相の張浩と平章政事の張暉が僧の法寶にまみえる度に必ずその下座に坐したことから大臣の體を失したとしてそれぞれ杖二十、僧法寶も杖二百に處せられるという事件があつた。

また「濟南府長清縣靈巖十方禪寺第十一代寶公禪師塔銘」大定十四年（一一七四^{アフ}）には

天德庚午歲、青州示寂仰山、太師尚書令南陽郡王張公浩遣使齋疏、命師住持仰山棲隱禪寺。
とあつて、天德庚午歲（一一五〇）に青州希辯が仰山で示寂したので、太師尚書令であつた張浩が法寶（一一一四八）に仰山棲隱禪寺の住持になるよう命じた。そして

貞元三年乙亥歲、師以榮公垂老、南還滻陽。

と、貞元三年（一一五五）、師である榮公が老いたことで法寶は滻陽に歸つたという。先の事件と年次が同じであること、またその時の海陵王の言葉が『金史』八三 張通古傳に記されていて、そこに「たまたま磁州の僧法寶が去ろうとしていた」とあることから見て、兩者の記事には關連性があるようと思われる。法寶塔銘にはさらに

郡人迎師、遠遠趨風、踵相接野。衆捧師於均慶西寺舊基、完爲精廬、權以宴處、侍養榮公。時大定壬午歲、南陽郡王張公太師素慕師德、日甚一日。遂將己俸三千萬、特買大明寺額。并給附符文、行下相磁、仰師住持。

と、大定壬午歲（一一六二）には、南陽郡王張公太師すなわち張浩は法寶の徳を慕い、法寶の居所（均慶西寺の舊基を修復した精舍）のために自らの俸給三千萬を出して特別に大明寺の額を購入し、法寶を住持としたとある。

あるいはまた『大元一統志』一 棲隱禪寺の項には

棲隱禪寺、（在宛平縣）在仰山。……碑言、幽州幽都縣仰山院。又按寺記、金天會戊申（一一二八）青州禪師受德真通辯禪師之請、住持此山。叢席大備、禪道興隆。世宗大定壬午歲、太師尚書令南陽郡王請於朝、賜名棲隱。

とあって、青州希辯禪師が住持したことで叢席が整い活動が盛んになつてきた仰山院（おそらく當初は庵のようなもの）に、大定壬午（一一六二）、太師尚書令南陽郡王すなわち張浩が朝廷に請うて棲隱の額を賜つたという。⁽²⁹⁾

さらに「當山（靈巖寺）第十七代才公禪師塔銘」大定二七年（一一八七⁽³⁰⁾）には、

大明有仰山之行、從太師張公浩之請也。

と、大明すなわち大明法寶が仰山（先の『大元一統志』の記事によれば棲隱禪寺）に行つたのは張浩の要請によるものであつたともある。

このように張浩については、まず『金史』の記事によつて佛教を尊崇していたことが窺え、また碑刻の各記事に

よつて寺院住持の任命に關わり、さらに公認寺院の創建（寺額の取得）にも積極的に關わっていたことが分かる。

そして最後に指摘したいのは、張浩の佛教に關わった具體的事柄として現れるものが、①法寶に關わることでの罰、②法寶を青州希辯の後を繼ぐ形で仰山（棲隱寺）に住持させた、③法寶の起居する精舍に寺額を購入した、④法寶の住持していた仰山に棲隱寺の額を頂いた、とすべて法寶に關わっていることである。法寶と言えば、青州希辯を繼いで曹洞宗の流れをくむ僧である。このことに留意しておきたい。

(イ) 張玄徵と元妃張氏
張玄徵の動向の詳細は分からぬが、先に挙げた房山石經の題記にその名を見ることができる。『阿吒婆拘鬼大將上佛陀羅尼經・他』（帙號羊『房山石經』七冊五三三頁）の卷末に、

施主彰信軍節度使知涿州軍州事張玄徵 妻廣陵郡夫人高氏 天會十年二月十五日造 惠昇刻
とあり、『佛垂般涅槃略說教諴經・他』（帙號景『房山石經』七冊五九三頁）の卷末に、

施主彰信軍節度使知涿州軍州事張玄徵 妻廣陵郡夫人高氏 當寺沙門惟和筆 大金國天會十年三月十九日成造
僧志同 鍤

とある、天會十年（一一三二）の日附を持つ題記をはじめとして、「施主彰信軍節度使知涿州軍州事張玄徵 妻廣陵郡夫人高氏」あるいは「施主涿州知州張太師 夫人高氏」などその省略形を含め、帙號羊・景・行（『房山石經』第七・八冊）内の版石約一〇〇枚に施主として夫人高氏とともにその名が見えているのである。

天會十年は金朝が華北を領有して間もない時でまだ國都も中都には遷つていなかつた。題記に見える肩書きから張玄徵はこの地の安撫を託されて地方官として派遣されたのであらう。金朝がその初期、華北統治に遼陽の渤海人を利用した一例である。また房山石經の彫造が金朝治下で再開された最も早い時期であり、まずもつて遼陽の渤海人がそ

の再開に深く関わっていることが知られるのである。そして何よりも、金代における房山石經の彫造事業再開に助力した張玄徵の孫に當たる永中が、前節で示したようにその事業を繼承していることは興味深い。

次に張玄徵の娘すなわち元妃張氏であるが、先に示したように、母高氏は世宗の母貞懿皇后と遠い親戚であった。張氏の傳に佛教との關連を示すような記事は見られないが、母の遠い親戚という貞懿皇后は、前節（ア）の東京大清安禪寺のところで觸れたように、自ら出家し寺院も建立するなど佛教に歸依していた人物であることや、房山石經に残される兩親の事績から、その影響を少なからず受けて佛教に對する尊崇の念を持つていたであろうことは想像に難くない。

(ウ) その他の張氏一族 張氏一族で佛教との關係が知られるのは張浩とその兄妹や張玄徵だけではない。その長子張汝爲に關しては、『泰山志』卷十七・『山左金石志』卷十九に

靈巖寺張汝爲題記 正隆元年（一一五六）

との著錄がある。また前節（オ）で取り上げた「大金中都大興府安次縣崇福鄉采魏廣教院長老寂照大師實行碑」にそ の姓名のみ確認できた張汝霖は張浩の子、張汝弼は張浩と曾祖父を同じくする張玄徵の子、すなわち元妃張氏の兄であつて、この碑刻から佛教界と何らかの關係があつたことは分かる。

おわりに

以上、佛教關係碑刻に見える宗室諸子に關わる記事と、それによつて想起された渤海人張氏一族と佛教との關係を示す記述をたどつてきたが、そこには次のような特徴が見て取れる。

その一つは、宗室諸子が佛教を擁護する立場をとつた背景についてである。

1. 金朝の全盛期といわれる時代の皇帝世宗の諸子、そのなかでも元妃張氏を母とする永中と永功が佛教の擁護に積極的であったこと。

2. 彼らの祖父である張玄徵は金朝が華北を領有した最初期に當地の地方官として着任し、房山石經の彫造という佛教活動の再開に助力していたこと。

3. それだけに限らず張氏一族全體、とりわけ歴代皇帝に重用された張浩が佛教の擁護に深く關わっていたこと。

これらの事柄によつて、宗室と佛教界との間には諸子を通じて連繫のあつたこと、またそれには外戚である遼陽の渤海人の佛教擁護の姿勢が強く影響していたことが浮かび上がつてくる。世宗と元妃張氏を取りまく系譜（末尾）を作成し末尾に付したので参考されたい⁽³⁾。

その上で、『金史』六四 后妃傳下 元妃張氏傳に

金代外戚之禍、惟張氏云。

と特筆されるように、朝廷には禍であつた張氏が金朝治下の佛教界にとつては有力な援助者であつたことは、佛教界の動きに必ずや朝廷内の動きが關わつてゐることを想起させて興味深い。さらなる検討を續けたい。

今一つは、擁護された佛教界の様相についてである。ここに示した宗室諸子あるいは張氏一族が關わつた事柄は、僧に對する寺院住持の要請、碑刻の立石、石經彫造への布施、寺額の入手など様々であるが、ここでは視點を少し變えて佛教界側で關係する人物として次の三人がいることに留意したい。法寶・覺體・善滿である。

法寶は、先に指摘したとおり、金朝前半期に朝廷に重用された張浩の佛教擁護の主たる對象であつた僧。覺體と善滿は、永功が立石者として關わつた「圓明禪院記」にその名が見えており、覺體は圓明禪院の先の住持、善滿は永功

と同じく院記の立石者である。そしてこの三人の僧に共通することは、金朝治下において青州希辯、大明法寶、王山覺體、雪巖善滿、萬松行秀と受け繼がれ展開していく、いわゆる北傳曹洞宗の流れの中軸であつた點である。

「圓明禪院記」に

師（善滿）謂大衆、我佛有言、佛法須得國王大臣、相與弘護、乃能不墜。卽遣監院宗眞上人、躬捧書疏□都、祈請皇叔襄王爲功德主。

とある善滿の言葉は、時の統治者に護持を求める佛教者側の考え方を端的に表していよう。彼らがこのような意識を持ちつつ、宗室諸子あるいは外戚であつて朝廷に重用された人々と接していたことは、その護持によつて教線を積極的に展開させようとする佛教者側の意圖を窺わせる。このような兩者の結びつきの發端は何處にあるのか。残された問題である。

本稿では、新たに閲覽が可能になつた石刻史料の記事を中心に取り上げて、宗室とりわけ諸子と佛教界との連繫について見てきたが、このような史料をより丹念に検討することで、佛教の展開過程のさらなる解明が期待される。先に挙げた兩點の究明を今後の課題としたい。

註

- (1) 野上俊靜「金帝室と佛教」（『遼金の佛教』平樂寺書店 一九五三 所収 『大谷學報』一五一一 一九三四 初出）
- (2) 前掲註(1)と同じ。
- (3) 外山軍治「金朝治下の渤海人」（『金朝史研究』同朋舎 一九六四 所収）
- (4) 外山軍治「世宗即位の事情と遼陽の渤海人」（『金朝史研究』同朋舎 一九六四 所収）

(5) 外山軍治「金代遼陽の渤海人と佛教」(塙本博士頌壽記念佛教史學論集)同記念會一九六一 所收)

(6) これは『金史』本紀および世宗諸子傳の記事によつて作成したものである。諸子の配列は『金史』五九 宗室表の順序により、顯宗は「世宗第二子」(『金史』一九 顯宗紀)・「永中於諸子最長」(『金史』六四 元妃張氏傳)との記事によつて永中の次に、また衛紹王については、「元妃李氏生鄭王允蹈 卫紹王允濟、潞王允德」(『金史』八五 世宗諸子傳)とある順に従つて永蹈と永德の間に入れた。なお世宗諸子の名の排行はもと「允」であつたが、『金史』十三 卫紹王紀の冒頭に「衛紹王諱永濟、小字興勝、更諱允濟、章宗時避顯宗諱、詔改允爲永」とあるように、章宗の時にその父である顯宗の諱允恭を避けて允濟を永濟としたと同様に、他の兄弟の名も「允」を「永」に改めた。その後、永濟が衛紹王となつたことから、さらには「永」を「惟」に改めたため、『金史』ではそれらが混用されているが、ここでは『金史』に最も多く用いられている「永」を用いた。

(7) 括影は『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』(以下「北圖」)第四六冊一九一頁掲載、錄文は『滿洲金石志』卷三、『滿洲金石志稿』第一冊 所收。

(8) 貞懿太后には「通慧圓明大師塔銘」正隆六年(一一五六)立もあつて、そこには、

上、詔以通慧圓明爲號、錫紫衣以襯之。師乃建大道場於都城丹鳳門之左。詔以大清安禪寺爲額、^國所請也。

とも見えている。鄒寶庫「遼陽市發現金代『通慧圓明大師塔銘』」(考古)一九八四一二 參照。

(9) 桂華淳祥編「金元代石刻史料集—華北地域佛教關係碑刻(二)」(大谷大學真宗總合研究所研究紀要)二八 一二〇一年)五 中都潭柘山龍泉禪寺言禪師(政言)塔銘 參照。

(10) 筏沙雅章「遼金代燕京の禪宗」(花園大學「禪學研究」八八 一二〇一〇)に略傳が紹介されている。

(11) 『金史』五九 宗室表にも永功の子として璣の名が見える。

(12) 梁國大長公主は、宗幹の女で世宗の先帝海陵王の妹。一方では世宗の從姉妹であつて、世宗の皇太子(顯宗)妃の母でもある。

(13) 桂華淳祥編「金元代石刻史料集—華北地域佛教關係碑刻(二)」一六 第九代了公禪師塔銘 參照。

(14) 註(10) 參照。

(15) 大惠安寺の詳細については分からぬが、「大元保定路易州淶水縣金山寺淳德苦行圓融廣慧衲衣禪師塔銘(慶恩塔銘)」至大二年(一二三〇九)九月九日 立石(北圖)四九冊三貳)に

師諱慶恩(一二四一~一二三〇九)、遼陽東京陳氏子也。生而不凡、自六歳父母許令出家。禮本京西會大惠安禪寺月峰長

老。執侍巾餅、習誦五經、年滿受具。
と見える、遼陽の大惠安禪寺のことと思われる。

(16) 桂華淳祥編「金元代石刻史料集—華北地域佛教關係碑刻（二）」一三 太原交城縣王山修建十方圓明禪院記 參照。

(17) この碑刻の記事はすでに利用され新たな成果が出されている。劉曉「萬松行秀新考」以『萬松舍利塔銘』爲中心』（『中國史研究』二〇〇九—）参照。

(18) 拓影は『北京遼金史迹圖志』上冊一六六、七頁、錄文は『同』下冊三四、六頁所收。

(19) 拓影では「至定十八年」とあるが「至大定十八年」を意味すると思われる。『瀟洲金石志』卷三所收「寶嚴大師塔誌」の本文「至定三年、敕賜紫衣詮圓大德、至定四年、榮遷本京都僧錄判官」に對する案文に、

文中、有「至定三年、敕賜紫衣詮圓大德、至定四年、榮遷本京都僧錄判官。語大定均省作定、而下大定七年大定十五年及未行署年月、并又不省。未詳其意。傳世、金大定間、官印背款、亦或省大定作定。殆當時習俗如此。

とある。

(20) 大定十四年（一七四）に尚書令の李石がその職を辭してから、大定二年（一一八二）に完顏守道が着任するまでの間、誰がその職にあつたか不明。また尚書令・太師・鄭王を満たす人物が特定できない。

(21) 房山石經の歴史については、一九三四年の實地調査を踏まえて著された塚本善隆氏の「房山雲居寺の石刻大藏經」（『塚本善隆著作集』第五卷—中國近世佛教史の諸問題—一九七五 所收『東方學報』京都第五冊、一九三五初出）に詳しいが、その後、一九五六年から五八年にかけて、中國佛教協會によつて房山石經の全面的な調査が行われ、房山の山頂近くの九つの藏經洞に封藏されていた四九七八片の石經が拓印された。さらに一九五七年からは、雲居寺南塔近くの地下に封藏されたいいた遼・金時代の石經一〇〇八二片をはじめ発掘した。これは、遼の天慶七年（一一一七）に通利大師が始め、金代まで三回にわたつて埋藏された小型の石版であり、これもすべて拓印された。これらの拓影を收録した資料集としては、『房山雲居寺石經』（文物出版社 一九七九）、『房山石經 遼金刻經』全二卷（中國佛教圖書文物館 一九八六、一九九四）がある。特に後者は遼金時代の刻經の拓本をすべて收録しているもので、塚本氏の實地調査當時には天眷三年（一一四〇）の『石經目錄』によつて石經を續刻し埋藏したこと、また『日下舊聞』の記事によつてさらに後の時期にも刻經事業の行われていた可能性があることなどが知られただけであつた金代の刻經事業の實態を知る史料として貴重である。このほかに石經の題記と關係の碑文を收録した『房山石經題記彙編』（中國佛教圖書文物館 一九八六）や氣賀澤保規編『中國佛教石經の研究—房山雲居寺石經を中心にして—』（京都大學學術出版會 一九九六）もある。

(22) 黄炳章氏が「房山石經遼金兩代刻經概述」(『房山雲居寺之研究』二 一九九九、『法音』一九八七—五 原載) の中で、經典の種類やその順序などすでにその要點を述べておられ、彫造年代についても題記などによって天會十年(一一三三)から明昌二年(一一九一)あるいはその少し後までとされているが、その間の彫造活動全體にわたる推移など詳細な事柄にまでは及んでない。筆者は彫造年代については同じように考えるが、その活動の推移を検討することによって、それが政治・社會の動きと連動していることなどを少なからず浮かび上がらせることが出来るようと思う。たとえば次のようなことがある。本文で取り上げた、世宗諸子永中の名の題記に現れる期間が、世宗崩御後の二年餘と極めて限られていること、またその頃に起つた永中を取り巻く宗室内の争いによつて、

(明昌二年五月) 乙未、判平陽府事鎬王永中以罪賜死、并及二子、丁酉、詔中外。

詔賜永中死、神徒門・阿离合憲等皆棄市。

と、永中が死を賜うこと。これらから見て、永中の石經彫造への關與と宗室内の確執は無關係ではなかつた、換言すれば宗室内の勢力争いが彫造活動に影響を及ぼしているようと思われる。このようなことは稿を改めて考えてみたい。

なお永中を取り巻く宗室内での確執が碑刻の形態に現れていると考えられる例として、拙著「金明昌元年建『西京普恩寺重修釋迦如來成道碑』について—金代佛教史の一側面—」(『大谷學報』六四—四 一九八五) も合わせて参照されたい。

ここには永中の名しか見えないが、これが誤記であることは、併記した世宗諸子傳などの記事から明らかである。

(23) 前掲註(3) 参照。

(24) 〔金史〕八三 張浩傳

(25) 桂華淳祥編「金元代石刻史料集—靈巖寺碑刻—」四 灵巖寺大明法寶禪師塔銘 參照。

(26) 會磁州僧法寶欲去、張浩・張暉欲留之不可得、朝官又有欲留之者。海陵聞其事、詔三品以上官上殿、責之曰「聞卿等每到

寺、僧法寶正坐、卿等皆坐其側、朕甚不取。佛者本一小國王子、能輕舍富貴、自苦修行、由是成佛、今人崇敬。以希福利、皆妄也。況僧者、往往不第秀才、市井游食、生計不足、乃去爲僧。較其貴賤、未可與簿尉抗禮。閭閻老婦、迫於死期、多歸信之。卿等位爲宰輔、乃復效此、失大臣體。張司徒老成舊人、三教該通、足爲儀表、何不師之。」召法寶謂之曰「汝既爲僧、去住在已、何乃使人知之。」法寶戰懼、不知所爲。海陵曰「汝爲長老、當有定力、今乃畏死耶。」遂於朝堂杖之三百、張浩・張暉杖二十。(『金史』八三 張通古傳)

(29) 先の大明寺の額は購入したとあるがこの棲隱寺にはその様な記述はない。しかし大定二年(一一六二)といえば政府に



